### 令和5年度第1回豊川市公契約審議会次第

令和5年11月20日(月) 午後3時30分から 委員会室(本庁舎3階)

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 令和4年度審議会の答申について
- 4 特定公契約の状況について
- (1) 令和4年度、令和5年度(9/30時点)特定公契約一覧表
- (2) アンケート結果 (特定公契約対象事業者・従事者)
- 5 議題
- (1) 労働報酬下限額について
- (2) 労働報酬下限額の取扱いについて
- 6 閉会

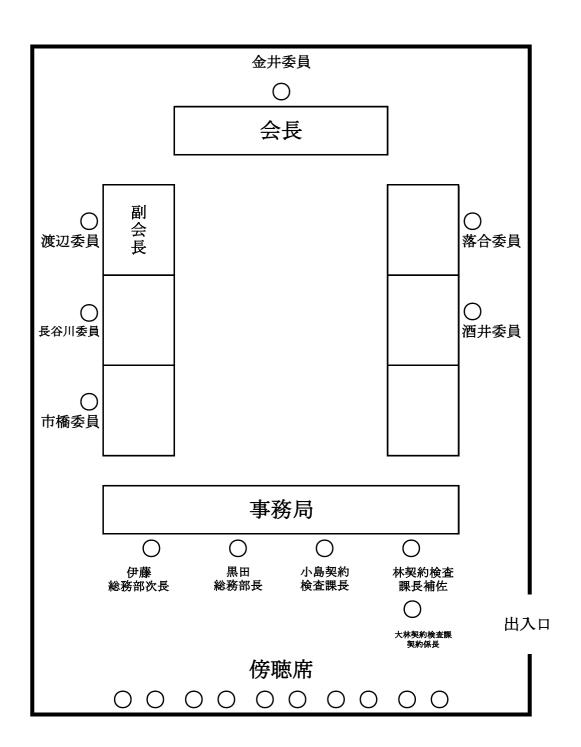
\_\_\_\_\_

### 【資料等】

豊川市公契約審議会配席図 豊川市公契約審議会構成員 令和4年度審議会の答申について【資料1】 令和4年度、令和5年度(9/30時点)特定公契約一覧表【資料2】 アンケート結果(特定公契約対象事業者・従事者)【資料3・資料4】 労働報酬下限額、労働報酬下限額の取扱いについて【資料5】

## 令和5年度第1回豊川市公契約審議会配席図

令和5年11月20日(月) 午後3時30分から 委員会室(本庁舎3階)



# 豊川市公契約審議会構成員

(会長、副会長、以下50音順)

構成員	氏名	区分	組織・団体
会 長	金井 幸子	学識経験者	愛知大学 法学部准教授
副会長	渡辺 裕一郎	学識経験者	愛知県社会保険労務士会 三河東支部
	市橋 智久 (* 1)	労働者代表	愛知県労働者福祉協議会 東三河支部 支部長
委員	落合 利夫 (*2)	事業者代表	豊川商工会議所 建設関連部会 部会長
安貝	酒井 雅喜	労働者代表	日本労働組合総連合会 愛知県連合会 三河東地域協議会 事務局長
	長谷川 完一郎	事業者代表	豊川商工会議所 専務理事

任期:R4.9.27~R6.9.26

(\*1) 任期: R4.10.21~R6.9.26

(\*2) 任期: R4.11.1~R6.9.26

4 豊公審第9号 令和5年 1月31日

豊川市長 竹本 幸夫 様

豊川市公契約審議会 会長 金井 幸子

令和5年度労働報酬下限額について(答申)

当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

公共工事設計労務単価の78パーセントを基準とした金額とすることが望ましい。公共工事設計労務単価の設定がない職種については、設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金 等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約及び指定管理協 定に係る労働報酬下限額と同額とすることが望ましい。

2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

地域別最低賃金の1パーセントを上乗せした金額とすることが望ましい。 なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等 の受給のため労働の対価を調整している者についても同様に、地域別最低賃金 の1%を上乗せした金額とすることが望ましい。

#### 3 付帯意見

- ・労働報酬下限額を含め公契約条例に関する労働者の認識を高める取組みを継続して実施すること。
- ・社会経済情勢、物価変動状況や条例の施行状況及び他団体の設定基準を見ながら、労働報酬下限額の引き上げについて検討を行うこと。

### 資料 2-1

# 令和4年度 特定公契約一覧表 【工事請負契約】No.1

※ 令和4年度労働報酬下限額 : 設計労務単価割合の77%

		A PHE TAX BUTCH!!								
No	契約日	工事名	担当課	適用範囲	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	設計労務 単価割合	備考
1	7月27日	西島町配水管布設替工事R4-2	水道整備課	総合評価落札方式	101,321,000	97,900,000	水道施設	2,390	92.8% 普通作業員	(配管工の資格なし)
2	7月27日	特定環境保全公共下水道築造工事 (豊川西部処理分区 平尾第6工区)	下水整備課	総合評価落札方式	59,479,200	57,640,000	土木一式	2,017	78.3% 普通作業員	
3	7月27日	特定環境保全公共下水道築造工事 (為当処理分区 森·為当第10工区)	下水整備課	総合評価落札方式	43,706,300	42,394,000	土木一式	2,095	81.4% 普通作業員	
4	7月27日	一宮大木土地区画整理地内4号公 園整備工事	公園緑地課	総合評価落札方式	31,281,800	30,580,000	土木一式	1,615	81.8% 軽作業員	【軽作業員】 パート・アルバイト 年齢(65歳) (簡易作業)
5	7月27日	道路拡幅改良工事 都市計画道路 御津為当線	都市計画課	総合評価落札方式	30,316,000	29,370,000	土木一式	2,062	80.1% 普通作業員	
6	8月10日	穂ノ原三丁目配水管布設替工事R4 -8	水道整備課	総合評価落札方式	61,875,000	60,016,000	水道施設	2,390	92.8% 普通作業員	(配管工の資格なし)
7	8月10日	市営金屋住宅外壁等改修工事	建築課	総合評価落札方式	75,724,000	75,350,000	建築一式	該当なし	該当なし	
8	8月24日	特定環境保全公共下水道築造工事 (白鳥処理分区 市田·野口第7工 区)	下水整備課	総合評価落札方式	12,547,700	12,100,000	土木一式	2,341	77.4% 特殊作業員	
9	9月28日	道路拡幅改良工事 市道西島中井 中条観音堂1号線(週休2日)	道路建設課	総合評価落札方式	36,173,500	34,980,000	土木一式	2,341	77.4% 特殊作業員	
10	9月28日	橋りょう補修工事(R4-1)	道路河川 管理課	総合評価落札方式	26,319,700	25,795,000	土木一式	1,615	81.8% 軽作業員	【軽作業員】 正社員(R4.9入社) 年齢(69歳) (簡易作業)

<sup>※</sup> 現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。

# 令和4年度 特定公契約一覧表 【工事請負契約】No.2

※ 令和4年度労働報酬下限額 : 設計労務単価割合の77%

No	契約日	工事名	担当課	適用範囲	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	設計労務 単価割合	備考
1	4月27日	道路拡幅改良工事 (市道蔵子白鳥 線外1路線)その1	八幡駅周辺 地区まちづくり 推進室	予定価格1億以上	122,714,900	121,000,000	土木一式	該当なし	該当なし	
2	4月27日	道路新設改良工事 八幡駅南地区 計画道路1号線外3路線	八幡駅周辺 地区まちづくり 推進室	予定価格1億以上	117,836,400	114,070,000	土木一式	該当なし	該当なし	
3	4月27日	道路改良工事(市道蔵子線)	八幡駅周辺 地区まちづくり 推進室	予定価格1億以上	105,597,800	102,300,000	土木一式	該当なし	該当なし	
4	4月27日	道路拡幅改良工事 市道白鳥野畔 原溝線 その1	八幡駅周辺 地区まちづくり 推進室	予定価格1億以上	123,586,100	122,320,000	土木一式	該当なし	該当なし	
5	5月18日	豊川市ジオスペース館プラネタリウム 機器更新工事	中央図書館	予定価格1億以上	113,960,000	111,980,000	機械器具 設置	2,083	80.9% 普通作業員	
6	5月25日	豊川市牛久保生涯学習センターEV 棟増築及びトイレ等改修工事	生涯学習課	予定価格1億以上	105,281,000	104,170,000	建築一式	該当なし	該当なし	
7	6月8日	豊川市立東部中学校校舎外壁等改 修工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	106,854,000	103,620,000	建築一式	該当なし	該当なし	
8	6月8日	赤塚山公園再整備工事(大型遊具· 雨水排水)	公園緑地課	予定価格1億以上	149,854,100	148,500,000	土木一式	該当なし	該当なし	
9	6月16日	豊川市立一宮南部小学校校舎大規模改修工事のうち建築工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	376,090,000	436,370,000	建築一式	該当なし		【議会案件】 【特定JV】
								該当なし	該当なし	【議会案件】 【特定JV】
10	6月16日	合葬式市営墓地整備工事	環境課	予定価格1億以上	376,090,000	374,000,000	土木一式	該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R04-R05】 【特定JV】
								該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R04-R05】 【特定JV】

<sup>※</sup> 現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。

# 令和4年度 特定公契約一覧表 【工事請負契約】No.3

※ 令和4年度労働報酬下限額 : 設計労務単価割合の77%

No	契約日	工事名	担当課	適用範囲	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	設計労務 単価割合	備考
11	6月16日	小坂井東保育園整備工事のうち建築工事	保育課	予定価格1億以上	439,890,000	437,250,000	建築一式	該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R04-R05】 【特定JV】
								該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R04-R05】 【特定JV】
12	6月16日	豊川市ふれあい交流館改修工事	商工観光課	予定価格1億以上	289,740,000	288,750,000	建築一式	該当なし	該当なし	【議会案件】
13	6月16日	豊川市学校給食センター空調設備改修工事	学校給食課	予定価格1億以上	215,820,000	205,154,400	管工事	2,500		【議会案件】 【継続事業R04-R06】
14	6月29日	豊川市ゆうあいの里ふれあいセン ター改修工事のうち電気設備工事	介護高齢課	予定価格1億以上	109,912,000	95,700,000	電気工事	該当なし	該当なし	
15	7月13日	道路拡幅改良工事 市道白鳥野畔 原溝線 その2	八幡駅周辺 地区まちづくり 推進室	予定価格1億以上	103,810,300	102,740,000	土木一式	該当なし	該当なし	
16	7月15日	豊川市役所受変電設備等改修工事	財産管理課	予定価格1億以上	373,780,000	323,400,000	電気工事	該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R04-R05】 【低入札案件】
17	7月27日		八幡駅周辺 地区まちづくり 推進室	予定価格1億以上	123,873,200	122,100,000	土木一式	該当なし	該当なし	
18	7月27日	公共下水道築造工事(久保第2排水 区 森·為当第9工区)	下水整備課	予定価格1億以上	204,288,700	192,500,000	土木一式	2,000	77.7% 普通作業員	

※ 現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。

## 令和4年度 特定公契約一覧表 【業務委託契約】No.1

※ 令和4年度労働報酬下限額(4月~9月): 965円(令和3年10月以降の地域別最低賃金:955円)

※ 令和4年度労働報酬下限額(10月以降): 996円(令和4年10月以降の地域別最低賃金:986円)

No	契約日	業務名	担当課	適用範囲	予定価格(税込)	契約金額(税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	地域別最低 賃金(955円)- 割合	備考
1	1月26日	豊川市民病院医事等業務委託	病院会計 医事課	庁舎その他施設の受付、案内、電話交換等業務	非公表	1,743,918,000	業務委託	960	100.5%	【病院事業会計】 業務期間:R4.4~R9.3 【プロポーザル方式】 *公募時期(R3.8)における、労働報酬下限額は937円(R3.10から地域別最低管金は955円) 10/1以降は、986円以上
2	3月1日	庁舎清掃等業務委託その1(長期継 続契約)	財産管理課	庁舎その他施設の建物 清掃業務	23,203,251	22,990,000	業務委託	965	101.0% 十10円	業務期間:R4.4~R5.3 10/1以降は、986円以上
3	3月1日	庁舎清掃等業務委託その2(長期継 続契約)	商工観光課	庁舎その他施設の建物 清掃業務	11,514,580	11,513,700	業務委託	965	101.0% 十10円	業務期間:R4.4~R5.3 10/1以降は、986円以上
4	4月1日	豊川市サッカー場維持管理業務委託	スポーツ課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	13,021,800	13,021,800	業務委託	965	101.0% 十10円	【一者随契】 10/1以降は、986円以上
5	4月1日	プリオビル及びプリオ II ビル管理運営包括業務委託	都市計画課	庁舎その他施設の建物 清掃業務	320,285,043	319,924,972	業務委託	965	101.0% 十10円	【一者随契】 10/1以降は、986円以上
6	4月20日	公園樹木管理業務委託(東部地区)	公園緑地課	樹木管理業務	10,869,100	10,560,000	業務委託	980	102.6% 十25円	10/1以降は、986円以上
7	4月20日	公園樹木管理業務委託(西部地区)	公園緑地課	樹木管理業務	11,068,200	10,450,000	業務委託	970	101.6% 十15円	10/1以降は、986円以上
8	4月20日	公園樹木管理業務委託(南部地区)	公園緑地課	樹木管理業務	9,533,700	9,240,000	業務委託	1,125	117.8% 十170円	*予定価格1000万円 以下だが、地区分割の ため対象とする
9	4月20日	公園草刈業務委託(南部地区)	公園緑地課	除草及び草刈業務	14,594,800	14,080,000	業務委託	1,140	119.4% 十185円	
10	4月20日	公園草刈業務委託(北部地区)	公園緑地課	除草及び草刈業務	13,434,300	12,650,000	業務委託	965	101.0% 十10円	10/1以降は、986円以上

# 令和4年度 特定公契約一覧表 【業務委託契約】No.2

※ 令和4年度労働報酬下限額(4月~9月): 965円(令和3年10月以降の地域別最低賃金:955円)

※ 令和4年度労働報酬下限額(10月以降): 996円(令和4年10月以降の地域別最低賃金:986円)

	NO TO THE REPORT OF THE PROPERTY OF THE PROPER									
No	契約日	業務名	担当課	適用範囲	予定価格(税込)	契約金額(税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	地域別最低 賃金(955円)• 割合	備考
11	4月20日	公園芝刈業務委託	公園緑地課	除草及び草刈業務	12,072,500	11,990,000	業務委託	1,000	104.7% 十45円	
12	4月20日	道路草刈業務委託その1	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	19,881,400	19,580,000	業務委託	1,000	104.7% 十45円	
13	4月20日	道路草刈業務委託その2	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	23,681,900	23,650,000	業務委託	1,985	207.9% 十1,030円	
14	5月18日	河川等草刈業務委託 準用河川諏訪川外	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	36,920,400	36,795,000	業務委託	1,133	118.6% 十178円	
15	5月18日	街路樹剪定業務委託その1	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	16,924,600	16,060,000	業務委託	965	101.0% 十10円	10/1以降は、986円以上
16	5月18日	街路樹剪定業務委託その2	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	15,350,500	14,850,000	業務委託	1,067	111.7% 十112円	
17	5月18日	街路樹剪定業務委託その3	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	11,971,300	11,715,000	業務委託	1,140	119.4% 十185円	
18	5月18日	街路樹剪定業務委託その4	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	15,503,400	15,015,000	業務委託	1,000	104.7% 十45円	

### 資料 2-2

# 令和5年度 特定公契約一覧表(9/30時点)【工事請負契約】No.1

※ 令和5年度労働報酬下限額 : 設計労務単価割合の78%

		No. 19 Hear 1 (2009) Brothering								
No	契約日	工事名	担当課	適用範囲	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	設計労務 単価割合	備考
1	7月12日	特定環境保全公共下水道築造工事 (豊川処理分区 三谷原·牧野第10 工区)	下水整備課	総合評価落札方式	106,344,700	103,180,000	土木一式	2,400	86.9% 普通作業員	
2	7月12日	特定環境保全公共下水道築造工事 (豊川西部処理分区 平尾第8工区)	下水整備課	総合評価落札方式	42,611,800	41,305,000	土木一式	2,262	81.9% 普通作業員	
3	7月26日	大崎町配水管布設替工事R5-32	水道整備課	総合評価落札方式	61,732,000	59,873,000	水道施設	1,732	81.0% 軽作業員	【軽作業員】 正社員(R5.2入社) 年齢(40歳) (建設業経験なし)
4	8月9日	市営上野住宅A棟外壁等改修工事	建築課	総合評価落札方式	27,962,000	26,620,000	建築一式	2,300	83.2% 普通作業員	
5	8月30日	橋りょう補修工事(R5-1)	道路河川 管理課	総合評価落札方式	29,502,000	28,380,000	土木一式	2,195	79.4% 普通作業員	
6	8月30日	道路改良工事 市道三上本郷三谷 原宮ノ上線	道路建設課	総合評価落札方式	22,261,800	21,590,800	土木一式	2,482	78.2% 特殊作業員	
7	8月30日	道路改良工事 市道江島金沢線(週 休2日)	道路建設課	総合評価落札方式	20,671,200	19,580,000	土木一式	2,180 1,250 年金等受給者	78.9% 普通作業員 45.2% 普通作業員	【年金等受給者】 正社員 年齢(72歳) 勤続年数(20年)
8	8月30日	一宮大木土地区画整理地内6号公 園整備工事	公園緑地課	総合評価落札方式	30,461,200	28,270,000	土木一式	2,200	79.6% 普通作業員	
9	9月27日	野口町配水管布設替工事R5-31	水道整備課	総合評価落札方式	69,366,000	65,197,000	水道施設	1,875	87.7% 軽作業員	【軽作業員】 パート・アルバイト 年齢(65歳) (簡易作業)

<sup>※</sup> 現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。

# 令和5年度 特定公契約一覧表(9/30時点)【工事請負契約】No.2

※ 令和5年度労働報酬下限額 : 設計労務単価割合の78%

No	契約日	工事名	担当課	適用範囲	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	設計労務 単価割合	備考
1	5月17日	公共下水道築造工事(豊川北部処理 分区 麻生田排水区 上野3第5工 区)(週休2日)	下水整備課	予定価格1億以上	127,597,800	123,750,000	土木一式	該当なし	該当なし	
2	6月15日	豊川市立三蔵子小学校校舎大規模 改修工事のうち建築工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	1,292,500,000	1,265,000,000	建築一式	該当なし	該当なし	【議会案件】 【継続事業R05-R06】 【特定JV】
								該当なし		【議会案件】 【継続事業R05-R06】 【特定JV】
3	6月15日	豊川市立三蔵子小学校校舎大規模 改修工事のうち機械設備工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	196,570,000	184,775,800	管	2,292 1,581 見習い	78.7% 配管工 57.2.% 普通作業員	【議会案件】 【継続事業R05-R06】 【見習い】 正社員(R5.4入社) 年齢(18歳) 勤続年数(3ヶ月)
4	6月15日	豊川市立御津北部小学校校舎大規模改修工事のうち建築工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	194,700,000	187,000,000	建築一式	該当なし	該当なし	
5	6月21日	豊川市立赤坂小学校校舎外壁等改 修工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	132,990,000	126,280,000	建築一式	該当なし	該当なし	
6	6月21日	豊川市立千両小学校校舎外壁等改 修工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	107,932,000	102,520,000	建築一式	2,881	104.3% 普通作業員	
7	6月28日	豊川市立三蔵子小学校校舎大規模 改修工事のうち電気設備工事	教育委員会 庶務課	予定価格1億以上	141,460,000	132,000,000	電気	2,500	87.7% 電工	【継続事業R05-R06】
8	7月12日	一宮浄水場浄水設備動力盤等更新 工事R5-44	水道整備課	予定価格1億以上	103,818,000	103,400,000	機械器具 設置	2,180	78.9% 普通作業員	
9	8月2日	豊川公園再整備工事(外周園路)	公園緑地課	予定価格1億以上	117,843,000	107,272,495	土木一式	該当なし	該当なし	
10	8月2日	市営平尾住宅A棟耐震補強工事	建築課	予定価格1億以上	107,404,000	105,215,000	建築一式	2,155	78.0% 普通作業員	【継続事業R05-R06】

<sup>※</sup> 現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。

# 令和5年度 特定公契約一覧表(9/30時点)【工事請負契約】No.3

※ 令和5年度労働報酬下限額 : 設計労務単価割合の78%

No	契約日	工事名	担当課	適用範囲	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	設計労務 単価割合	備考
11	8月9日	柑子町配水管布設替工事R5-35	水道整備課	予定価格1億以上	121,858,000	115,764,000	水道施設	2,276	82.4% 普通作業員	(配管工の資格なし)
12	9月6日	豊川市役所北庁舎空調設備改修工 事	財産管理課	予定価格1億以上	327,800,000	301,576,000	管	2,500	85.8% 配管工	【議会案件】 【継続事業R05-R06】
13	9月13日	下ノ郷排水機場ポンプ用エンジン等 整備工事	農務課	予定価格1億以上	149,689,100	146,300,000	機械器具設置	2,673 1,228 見習い	設備機械工	【見習い】 正社員(R5.4入社) 年齢(19歳) 勤続年数(6ヶ月)
14	9月13日	豊川公園再整備工事(芝生広場A)	公園緑地課	予定価格1億以上	137,584,700	125,259,640	土木一式	該当なし	該当なし	

※ 現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。

## 令和5年度 特定公契約一覧表(9/30時点)【業務委託契約】No.1

※ 令和5年度労働報酬下限額(4月~9月): 996円(令和4年10月以降の地域別最低賃金: 986円)

※ 令和5年度労働報酬下限額(10月以降): 1,038円(令和5年10月以降の地域別最低賃金:1,027円)

No	契約日	業務名	担当課	適用範囲	予定価格(税込)	契約金額(税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	地域別最低 賃金(986円)- 割合	備考
1	3月1日	庁舎清掃等業務委託その2(長期継 続契約)	保健センター	庁舎その他施設の建物 清掃業務	12,000,472	11,990,000	業務委託	996		業務期間: R5.4~R6.3 10/1以降は、1,027円以上
2	4月1日	豊川市サッカー場維持管理業務委託	スポーツ課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	13,021,800	13,021,800	業務委託	1,000	101.4% 十14円	【一者随契】 10/1以降は、1,027円以上
3	4月1日	プリオビル及びプリオ II ビル管理運営包括業務委託	都市計画課	庁舎その他施設の建物 清掃業務	477,917,303	477,917,303	業務委託	996		【一者随契】 10/1以降は、1,027円以上
4	4月19日	庁舎清掃等業務委託その1	財産管理課	庁舎その他施設の建物 清掃業務	21,456,381	20,815,300	業務委託	996	101.0% 十10円	10/1以降は、1,027円以上
5	4月19日	道路草刈業務委託その1	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	20,212,500	20,130,000	業務委託	2,341	237.4% 十1,355円	
6	4月19日	道路草刈業務委託その2	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	23,996,500	23,870,000	業務委託	2,155	218.6% 十1,169円	
7	5月10日	公園芝刈業務委託	公園緑地課	除草及び草刈業務	12,098,900	11,550,000	業務委託	1,000	101.4% 十14円	10/1以降は、1,027円以上
8	5月10日	公園草刈業務委託(北部地区)	公園緑地課	除草及び草刈業務	14,416,600	14,410,000	業務委託	1,200	121.7% 十214円	
9	5月10日	公園草刈業務委託(南部地区)	公園緑地課	除草及び草刈業務	15,383,500	11,055,000	業務委託	1,200	121.7% 十214円	
10	5月10日	公園樹木管理業務委託(東部地区)	公園緑地課	樹木管理業務	12,565,300	12,100,000	業務委託	1,037	105.2% 十51円	

## 令和5年度 特定公契約一覧表(9/30時点)【業務委託契約】No.2

※ 令和5年度労働報酬下限額(4月~9月): 996円(令和4年10月以降の地域別最低賃金: 986円)

※ 令和5年度労働報酬下限額(10月以降): 1,038円(令和5年10月以降の地域別最低賃金:1,027円)

No	契約日	業務名	担当課	適用範囲	予定価格(税込)	契約金額(税込)	業種	最低額 (1時間当たり)	地域別最低 賃金(986円)- 割合	備考
11	5月10日	公園樹木管理業務委託(南部地区)	公園緑地課	樹木管理業務	11,179,300	10,758,000	業務委託	1,180	119.7% 十194円	
12	5月10日	公園樹木管理業務委託(西部地区)	公園緑地課	樹木管理業務	12,777,600	12,320,000	業務委託	1,000	101.4% 十14円	10/1以降は、1,027円以上
13	5月17日	街路樹剪定業務委託その1	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	17,075,300	15,950,000	業務委託	1,185	120.2% 十199円	
14	5月17日	街路樹剪定業務委託その2	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	14,469,400	14,300,000	業務委託	1,067	108.2% 十81円	
15	5月17日	街路樹剪定業務委託その3	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	11,918,500	11,440,000	業務委託	1,185	101.0% 十199円	
16	5月17日	街路樹剪定業務委託その4	道路河川 管理課	除草及び草刈業務 樹木管理業務	16,101,800	15,400,000	業務委託	1,000	101.4% 十14円	10/1以降は、1,027円以上
17	5月17日	河川等草刈業務委託その1 準用河 川諏訪川外	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	19,791,200	19,580,000	業務委託	1,213	123.0% 十227円	
18	5月17日	河川等草刈業務委託その2 準用河 川善光寺川外	道路河川 管理課	除草及び草刈業務	18,399,700	18,260,000	業務委託	1,466	148.7% 十480円	
19	5月30日	豊川市南部学校給食センター調理等包括業務委託	学校給食課	給食調理等業務	916,537,600	812,900,000	業務委託	1,010		業務期間:R5.8~R10.7 10/1以降は、1,027円以上
20	7月26日	危険木伐採·剪定業務委託	道路河川 管理課	樹木管理業務	10,657,900	10,450,000	業務委託	1,000	101.4% 十14円	10/1以降は、1,027円以上

#### 公契約制度に関する調査結果

豊川市公契約条例に基づいて、労働環境の確認を行った<u>事業者及び従事者</u>を対象に、労働報酬下限額等に関するアンケートを実施いたしました。調査結果につきましては、貴重なご意見として、今後の公契約制度の運用に活かしてまいります。

- 1. 調査概要
- (1) 実施期間 令和5年8月~9月
- (2)調査対象・事業者

令和3年度から令和5年度に労働環境の確認を行った 事業者(51者)

- ・建設工事従事者 令和5年度に労働環境の確認を行い、中間点検を実施 した工事現場(10か所)の従事者
- ・業務委託、指定管理協定従事者令和3年度から令和5年度に労働環境の確認を行った事業者(13者)の従事者
- (3) 実施方法 事業者

事業者へ郵送依頼

- 建設工事従事者工事現場において従事者に直接依頼
- 業務委託、指定管理協定従事者 事業者を通して従事者に郵送依頼
- (4) 回答数 · 事業者 45者(回答率88.2%)
  - 建設工事従事者 100名
  - ·業務委託、指定管理協定従事者 75名
- (5) アンケート結果(抜粋)

#### 事業者

- ① 公契約条例の制度について、40 者(88.9%)が「一定程度理解できている」との回答でした。【問2】
- ② 周知方法について、「チラシの交付」が 6 者 (10.2%) で約 1 割と低い回答でした。【問 4 】
- ③ この2年間の賃金水準について、34者(75.6%)が「引き上げた」、引き上げた34者のうち、26者(76.5%)が2年間とも「引き上げた」、22者(64.7%)が次年度も「引き上げる予定」との回答でした。【問6、問7】

- ④ 人材確保のため重要と考えていることについて、「給与、ボーナスの引上 げ」及び「休日確保、有給休暇取得促進、長時間労働の是正」がそれぞ れ36者(28.6%)で一番高い回答でした。【問9】
- ⑤ 労働報酬下限額について、21 者(46.7%)が「引き上げるべき」との回答でした。【問 1 1】
- ⑥ 建設業の働き方改革を推進するために今後重要と考えているものは、「施工時期の平準化の推進」及び「適切な工期設定での工事発注」がそれぞれ29者(35.8%)で一番高く、次に「週休2日制工事の推進」が18者(22.2%)の回答でした。【問13】

### 建設工事従事者

- ① 市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが保証されていることについて、72名(72.0%)が「知っている」、知っている72名のうち、38名(52.8%)の半数以上が「チラシ」で知ったとの回答でした。【問3、問4】
- ② 支払われている賃金について、74名(74.0%)が労働報酬下限額以上であることを「確認した」との回答でした。【問5】
- ③ この2年間の賃金について、72名(72.0%)が「変わらない」との回答でした。【問8】
- ④ 労働意欲が向上するものについて、「賃金、ボーナスの引上げ」が 60 名 (38.0%) で一番高く、次に「休日、労働時間」が 33 名 (20.9%) の回答でした。【問9】
- ⑤ 1か月の仕事の休みについて、「週1日(4週4休)」が47名(47.0%) と約半数の回答でした。【問10】

### 業務委託、指定管理協定従事者

- ① 市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが保証されていることについて、61名(81.3%)が「知っている」、知っている 61名のうち、22名(32.8%)が「作業場等の掲示物」で知ったとの回答でした。【問1、問2】
- ② 支払われている賃金について、65名(97.0%)が労働報酬下限額以上であることを「確認した」との回答でした。【問3】
- ③ この2年間の賃金について、61名(81.3%)が「上がった」との回答でした。【問6】
- ④ 労働意欲が向上するものについて、「賃金、ボーナスの引上げ」が 66 名 (39.1%)で一番高く、次に「休日、労働時間」が 35 名(20.7%)の回 答でした。【問7】

#### (6) アンケート結果の評価及び今後の取組

### 事業者

事業者へのアンケート結果から、公契約制度について一定程度理解いただいていると考えております。周知方法については、「チラシ等を作業場等の見やすい場所に掲示し、かつ、従事者に直接書面で交付する」こととしましたが、チラシの交付が約1割と低い回答となっておりましたので、契約時に従事予定人数分のチラシを事業者へ渡し、新規入場者教育などで従事者に直接交付することで、周知を徹底するように事業者へ依頼していきます。

また、事業者が人材確保のため重要と考えている、「給与、ボーナスの引上げ」及び「休日確保、有給休暇取得促進、長時間労働の是正」などについては、本市が建設業の働き方改革を推進するために実施している、「施工時期の平準化の推進」、「適切な工期設定での工事発注」、「週休2日制工事の推進」などの取り組みが重要となってくると考えておりますので、今後も確実に取り組んでいきます。

### 従事者

従事者へのアンケート結果から、昨年度とほぼ同程度の建設工事の約3割弱、業務委託・指定管理協定の約2割弱の従事者の方が、市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが保証されていることについて「知らない」との回答がありましたので、引き続き、周知文などを活用し従事者への周知を徹底するように事業者へ依頼するとともに、作業場等の掲示物により労働報酬下限額など公契約制度を知った方も一定程度いるため、掲示用ポスターの作成についても検討していきたいと考えております。

また、労働意欲が向上するものについて「賃金、ボーナスの引上げ」が一番高い回答となっており、賃金等の引き上げを含む労働環境の改善に繋がる労働報酬下限額について、社会経済情勢、物価変動状況などを見ながら適切に設定していきたいと考えております。

### 1. 労働報酬下限額について

### 〇労働報酬下限額設定区分

	<b>P</b>	【一般】 公共工事設計労務単価設定 <i>あり</i>	P. 3~6
(1) 工事請負契約	4	【一般】 公共工事設計労務単価設定 <i>なし</i>	P. 7
	9	【特別】 未熟練者(見習い・手元等) 年金等受給者	P. 11~12
(2) 業務委託契約	Œ	【一般】	P. 8~10
指定管理協定	<b></b>	【特別】 未熟練者(見習い・手元等) 年金等受給者	P. 11~12

#### (1)工事請負契約

- ■アの区分は、工事の職種(51種類)ごとに毎年度決定される公共工事設計労務単価に対して、下限額の割合を何%に設定するか審議していただくものです。
- ② の区分は、工事の職種(51種類)の中で、公共工事設計労務単価が設定されない、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」の職種について、下限額をどのように設定するか審議していただくものです。
- ■ウの区分は、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する方、年金等の 受給のため労働の対価を調整している方について、下限額をどのように設定するか審議し ていただくものです。

#### (2)業務委託契約・指定管理協定

- この区分は、地域別最低賃金を基準として、下限額をいくら上乗せした金額に設定するか審議していただくものです。
- ■オの区分は、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する方、年金等の 受給のため労働の対価を調整している方について、下限額を設定するかどうかも含めて審 議していただくものです。

### ■労働報酬下限額に含まれる賃金の構成

### (1)工事請負契約

### 【基本給相当額+基準内手当+臨時の給与+実物給与】

算定対象とする手当等(例)

手当等の区分	手当等の例
基本給相当額	基本給(定額給)、出来高給
基準内手当	家族手当(扶養手当)、通勤手当、都市手当(地域手当)、
	住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等
臨時の給与	賞与(期末手当、勤勉手当)、その他の臨時の賃金等
実物給与	通勤用定期の支給、食事の支給等

※実物給与は、就業規則などで支払規定があるものに限られます。

職種一覧							
01 特殊作業員	14 運転手(特殊)	27 普通船員	40 タイルエ				
02 普通作業員	15 運転手(一般)	28 潜水士	41 サッシエ				
03 軽作業員	16 潜かんエ	29 潜水連絡員	42 屋根ふきエ				
04 造園工	17 潜かん世話役	30 潜水送気員	43 内装工				
05 法面工	18 さく岩工	31 山林砂防工	44 ガラスエ				
06 とびエ	19 トンネル特殊エ	32 軌道工	45 建具工				
07 石工	20 トンネル作業員	33 型わくエ	46 ダクトエ				
08 ブロックエ	21 トンネル世話役	34 大工	47 保温工				
09 電工	22 橋りょう特殊工	35 左官	48 建築ブロックエ				
10 鉄筋工	23 橋りょう塗装工	36 配管工	49 設備機械工				
11 鉄骨工	24 橋りょう世話役	37 はつりエ	50 交通誘導警備員A				
12 塗装工	25 土木一般世話役	38 防水工	51 交通誘導警備員B				
13 溶接工	26 高級船員	39 板金工					

### (2)業務委託契約・指定管理協定

### 【基本給相当額+毎月支払われる諸手当】

精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び臨時に支払われる賃金(賞与)を除く。(各手当は、最低賃金法に定める最低賃金に準ずる)

### (1) - ⑦ 工事請負契約(公共工事設計労務単価設定*あり*)

#### 〇他自治体の状況(令和5年度)

区分	自治体数	該当自治体
設計労務単価×92%	1	川崎市
設計労務単価×90%	17	多摩市、相模原市、国分寺市、渋谷区、厚木市、足立区、 千代田区、三木市、草加市、加西市、加東市、越谷市、 目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区、中野区
設計労務単価×85%	3	野田市、世田谷区、日野市
設計労務単価×80%	4	直方市、我孫子市、高知市、 <mark>豊橋市</mark>
設計労務単価×78%	1	豊川市

26

※津市は、設計労務単価による設定でないため除く

野田市 H22.02~:80% → H24.10~:85%

川崎市 H23.04~:90% → H29.04~:91% → R04.04~:92% 千代田区 H26.10~:85% → H30.04~:86% → H31.04~:87%

 $\rightarrow$  R02.04 $\sim$ :88%  $\rightarrow$  R04.04 $\sim$ :90%

豊橋市 H28.04~:75% → H30.04~:77% → R02.04~:80% 豊川市 H31.04~:75% → R03.04~:77% → R05.04~:78%

○他自治体の事例(普通作業員)を愛知県単価に置き換えた金額 令和5年3月適用 普通作業員 公共工事設計労務単価を基準に算出 (愛知県)22,100円/日 ⇒ 時間単価に換算 22,100円/8時間=2,763円

(単位:円)

区分		時間額	日額(8時間)	月額(20日)	
	100%	2,763	22,100	442,000	
	92%	2,542	20,332	406,640	
	90%	2,487	19,890	397,800	
	85%	2,349	18,785	375,700	
公共工事設計労務単 価を基準に算出	80%	2,210	17,680	353,600	
	79%	2,183	17,459	349,180	
	78%	2,155	17,238	344,760	
	77%	2,128	17,017	340,340	
	75%	2,072	16,575	331,500	

※公共工事設計労務単価を基準とする算出とした場合は、単価が改正された場合は、労働報酬 下限額も合わせて改正することになります。

### 〇公共工事設計労務単価の推移

### 全国単価(1日当たり)

年度	全職種平均				
<b>一</b>	単価(円)	対前年比			
令和 元年度	19,392	4.08%			
令和 2年度	20,214	4.24%			
令和 3年度	20,409	0.96%			
令和 4年度	21,084	3.31%			
令和 5年度	22,227	5.42%			

### 愛知県単価(1日当たり)

年度	普通作	作業員	配管	雪工	電工		
<b>平</b> 及	単価(円)	対前年比	単価(円)	対前年比	単価(円)	対前年比	
令和 元年度	19,800	3.66%	21,200	3.41%	21,100	3.43%	
令和 2年度	20,300	2.53%	21,800	2.83%	21,700	2.84%	
令和 3年度	20,300	0.00%	21,900	0.46%	21,700	0.00%	
令和 4年度	20,600	1.48%	22,400	2.28%	22,200	2.30%	
令和 5年度	22,100	7.28%	23,300	4.02%	22,800	2.70%	

### 労働報酬下限額(1時間当たり)

年度	普通作	作業員	配管	雪工	電工		
<b>平</b> 段	下限額(円)	対前年比	下限額(円)	対前年比	下限額(円)	対前年比	
令和 2年度(75%)	1,904	2.53%	2,044	2.82%	2,035	2.83%	
令和 3年度(77%)	1,954	2.63%	2,108	3.13%	2,089	2.65%	
令和 4年度(77%)	1,983	1.48%	2,156	2.28%	2,137	2.30%	
令和 5年度 <u>(78%)</u>	2,155	8.67%	2,272	5.38%	2,223	4.02%	
(79%)	2,183	10.09%	2,301	6.73%	2,252	5.38%	
(80%)	2,210	11.45%	2,330	8.07%	2,280	6.69%	

○豊川市公契約条例に基づく最低賃金の報告額

令和5年度(9/30時点)

総合評価落札方式 9件

予定価格1億円以上 14件 (共同企業体の構成員 1者を含む業者数 24者、うち重複 4者)

区分	業者数	
	90.0%以上	1
	85.0%~89.9%	4
	80.0%~84.9%	4
公共工事設計労務単価を基準に算出	79.0% <b>~</b> 79.9%	2
	78.0% <b>~</b> 78.9%	5
	労働報酬下限額: <i>78.0%</i>	1
	該当なし	7

24

※最低報告額は、78.0%

令和4年度

総合評価落札方式 10件

予定価格1億円以上 18件 (共同企業体の構成員 3者を含む業者数 31者、うち重複 14者)

区分	業者数	
	90.0%以上	2
	85.0% <b>~</b> 89.9%	1
	80.0%~84.9%	5
公共工事設計労務単価を基準に算出	79.0% <b>~</b> 79.9%	0
公六工事政司 万扬年 画で奉年に昇山	78.0% <b>~</b> 78.9%	1
	77.0% <b>~</b> 77.9%	3
	労働報酬下限額: <i>77.0%</i>	0
	該当なし	19

31

※最低報告額は、77.2%

※事業者との合意の下で見習い、手元等として従事する労働者又は年金等を受給するために労働の 対価を調整している労働者は除いております。

※現場代理人等を除き、元請業者が直接雇用する労働者が0人の場合は、該当なしとしております。

#### 〇賃金構造基本統計調査結果(產業、年齢階級、性、企業規模別賃金)

#### 令和4年度 建設業

産業、	月額(千円)			日額換算(円) 年齢計・企業規模別との差(9		差(%)							
年齢階級	計	大企業	中企業	小企業	計	大企業	中企業	小企業	計	大企業	中企業	小企業	
年齢計	335.4	385.2	358.8	311.1	16,770	19,260	17,940	15,555	100%	115%	107%	93%	
20~24歳	230.8	229.9	249.6	219.5	11,540	11,495	12,480	10,975	69%	69%	74%	65%	未熟練
25~29歳	264.0	268.5	273.3	256.3	13,200	13,425	13,665	12,815	79%	80%	81%	76%	
30~34歳	293.6	322.1	293.6	284.2	14,680	16,105	14,680	14,210	88%	96%	88%	85%	
35~39歳	338.4	403.9	342.0	316.8	16,920	20,195	17,100	15,840	101%	120%	102%	94%	
40~44歳	348.5	394.5	363.4	332.4	17,425	19,725	18,170	16,620	104%	118%	108%	99%	
45~49歳	372.8	438.0	400.2	343.4	18,640	21,900	20,010	17,170	111%	131%	119%	102%	
50~54歳	411.3	507.6	461.9	356.0	20,565	25,380	23,095	17,800	123%	151%	138%	106%	
55~59歳	410.0	544.3	468.5	351.8	20,500	27,215	23,425	17,590	122%	162%	140%	105%	
60~64歳	354.7	372.3	428.5	321.5	17,735	18,615	21,425	16,075	106%	111%	128%	96%	年金等
65~69歳	294.0	269.2	344.7	285.5	14,700	13,460	17,235	14,275	88%	80%	103%	85%	年金等

- ※令和 3年度 25~29歳における年齢計・企業規模別との差(小企業)は、75%
- ※令和 2年度 25~29歳における年齢計・企業規模別との差(小企業)は、73%
- ※令和 元年度 25~29歳における年齢計・企業規模別との差(小企業)は、73%

#### 〇豊川市の考え方

- ・公共工事設計労務単価の78%は、労働報酬下限額を設定している全国26団体で一番低い率であること
- ・最低賃金の報告額より、令和4年度の67%(8/12件)の約7割、令和5年度(9/30時点)の53%(9/17件)の半数以上の件数が、公共工事設計労務単価の80%以上であること
- ・全国平均の公共工事設計労務単価は、前年比5.4%の上昇となっているものの、毎月勤労統計調査(令和5年4月から8月の平均)の建設業一般労働者における決まって支給する給与(基本給・家族手当・超過労働手当)は、前年比マイナス0.3%であること。また、工事従事者のアンケート結果は、令和4・5年度の2年間の賃金は「変わらない」との回答が72%(72/100人)であること
- ・消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く令和5年4月から8月の平均)の総合指数は、前年比3.9%の上昇となっており、建設業一般労働者における決まって支給する給与との差はマイナス4.2%であること
- ・愛知県内で下限額を設定している近隣の豊橋市は、公共工事設計労務単価の80%であること
- ・労働報酬下限額の引き上げは、地域の活性化、労働者の労働環境改善につながること
- ・一方、工事事業者のアンケート結果は、令和4・5年度の2年間で賃金水準を「引き上げた」との回答が71%(22/31者)、引き上げた事業者のうち、次年度の令和6年度も「引き上げる予定」との回答が64%(14/22者)あるものの、労働報酬下限額について、「引き上げるべき」と「現状と同程度」又は「引き下げるべき」との回答が半数ずつであること

これらの要素を考慮して、労働報酬下限額を引き上げることとし、引き上げ割合は消費者物価指数と決まって支給する給与の差(約4%)などを基準としつつ、一定程度の事業者が賃金の引き上げを予定していることから、事業者に大きな負担とならないように、4%の半分の2%を引き上げ<u>公共工事設計労務単価の80%</u>とすることが適当であると考えます。

#### (1) 一分 公共工事設計労務単価が設定されていない職種について

・愛知県により設計労務単価が設定されていない場合 (屋根ふきエ、建築ブロックエ)

・愛知県により設計労務単価が設定されている場合は、当該単価を適用する (石工、ブロックエ、タイルエ)

### 〇他自治体の状況(令和5年度)

	- 18º 1 <del>/</del>
自治体	設定状況・内容
相模原市、厚木市	労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外する
国分寺市	関東地区の平均値、過去の直近単価を設定
加西市、加東市	事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得る
豊橋市、 <b>豊川市</b>	設定のあった直近3年間の平均比率を普通作業員単価から設定

#### 〇他自治体の事例を豊川市に置き換えた金額

- ・中部地区(岐阜県、静岡県、三重県)においては、全ての県で設定がないため、中部地区の平均による設定はできない
- ・普通作業員単価から設定(令和5年度普通作業員単価 22.100円)
- a. 屋根ふきエ(直近の設定 平成22年度)

(単位:円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	3力年合計
普通作業員	13,400	13,800	13,700	40,900
屋根ふきエ	15,300	15,100	14,600	45,000
比率	1.142	1.094	1.066	1.100

3年間の平均比率 22,100円 × 1.100 = 24,310円 直近比率 22,100円 × 1.066 = 23,559円

b. 建築ブロックエ(直近の設定 平成26年度)

(単位:円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	3力年合計
普通作業員	13,700	16,100	17,000	46,800
建築ブロックエ	19,700	22,700	23,700	66,100
比率	1.438	1.410	1.394	1.412

3年間の平均比率 22,100円 × 1.412 = 31,206円 直近比率 22.100円 × 1.394 = 30,808円

#### 〇豊川市の考え方

- ・設計労務単価を基礎としているため、同じ基準により設定するべきであること
- ・設計労務単価に基づく設定であれば、事業者と労働者双方の理解が得られること
- 基本的な業務である普通作業員単価を基本とするべきであること
- ・直近3年の平均とすることで、3年間の比率が上下している場合も有効であること

これらの要素を考慮して、本年度と同基準の設定のあった<u>直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じて設定</u>するべきであると考えます。また、今後、<u>他業種において愛知県</u> 単価が示されなかった場合も同様とすることで、考え方の統一ができます。

#### (2)一 業務委託契約・指定管理協定

#### 〇他自治体の状況(令和5年度)

区分	自治体数	該当自治体	備考
地域別最低賃金を勘案	7	野田市、川崎市、相模原市、厚木市、草加市、越谷市、 <mark>豊川市</mark>	【野田市】前年金額に最低賃金上昇率を乗じた額、複数 単価(建築保全業務労務単価等を勘案) 【越谷市】生活保護基準等、最低賃金の3年間の上昇率 を勘案
職員の初任給を勘案	9	渋谷区、直方市、足立区、三木 市、千代田区、加西市、世田谷 区、新宿区、津市	【三木市、加西市】最低賃金を勘案 【千代田区】最低賃金を勘案、複数単価
会計年度任用職員報酬 を勘案	6	我孫子市、目黒区、日野市、杉並 区、江戸川区、中野区	【我孫子市、目黒区、日野市、杉並区、中野区】最低賃金 を勘案
生活保護基準を勘案	2	多摩市、高知市	【多摩市】最低賃金を勘案、当面の間、生活保護を下回らない額、複数単価 【高知市】最低賃金、その他の事情を勘案
賃金構造基本統計調査 の産業別基本給等を勘 案	1	国分寺市	【国分寺市】最低賃金、生活保護基準額を勘案、複数単 価
その他	2	加東市、豊橋市	【加東市】主要12職種の全国平均伸び率を勘案 【豊橋市】他都市の引き上げで最低の額

27

#### ○他自治体の労働報酬下限額と最低賃金との差額

(単位:円)

〇他日活体の労働報酬	「限領へ取」	以貝 並 といき	三供						(単位:円)
自治体	野田市	川崎市	多摩市	相模原市	国分寺市	渋谷区	厚木市	直方市	足立区
労働報酬下限額	1,044	1,118	1,109	1,120	1,097	1,172	1,107	950	1,130
地域別最低賃金	984	1,071	1,072	1,071	1,072	1,072	1,071	900	1,072
差額	+60	+47	+37	+49	+25	+100	+36	+50	+58
差額割合	6.10%	4.39%	3.45%	4.58%	2.33%	9.33%	3.36%	5.56%	5.41%
自治体	三木市	千代田区	加西市	草加市	世田谷区	我孫子市	加東市	高知市	豊橋市
労働報酬下限額	1,020	1,129	1,000	1,020	1,230	987	993	916	1,001
地域別最低賃金	960	1,072	960	987	1,072	984	960	853	986
差額	+60	+57	+40	+33	+158	+3	+33	+63	+15
差額割合	6.25%	5.32%	4.17%	3.34%	14.74%	0.30%	3.44%	7.39%	1.52%
自治体	越谷市	目黒区	日野市	豊川市	新宿区	杉並区	江戸川区	中野区	津市
労働報酬下限額	1,035	1,110	1,110	996	1,202	1,138	1,120	1,170	977
地域別最低賃金	987	1,072	1,072	986	1,072	1,072	1,072	1,072	933
差額	+48	+38	+38	+10	+130	+66	+48	+98	+44
差額割合	4.86%	3.54%	3.54%	1.01%	12.13%	6.16%	4.48%	9.14%	4.72%

※労働報酬下限額は、令和5年 4月の金額

※地域別最低賃金は、令和4年10月の適用額

※複数の労働報酬下限額が設定されている団体(野田市、多摩市、国分寺市、千代田区) は、最も低い額で算出

差額の最低は、我孫子市の+3円、最高は、世田谷区の+158円 27市の単純平均は、+53.5円、5.24% 〇豊川市公契約条例に基づく最低賃金の報告額 令和5年度(9/30時点)

業務委託 20件 (業者数 20者、うち重複 4者)

		<del></del>
区分	最低賃金との差額	業者数
	61円~	11
	51円~60円	0
  地域別最低賃金を基準	41円~50円	0
地域が取仏貝並を基準   に算出	31円~40円	0
一并山	21円~30円	1
	11円~20円	5
	労働報酬下限額:10円	3

←差額10円

20

※令和5年 4月から令和5年9月までの契約案件における労働報酬下限額は、【 996円】 地域別最低賃金は、【 986円】

※令和5年10月から令和6年3月までの契約案件における労働報酬下限額は、【1,038円】 地域別最低賃金は、【1,027円】

※指定管理協定は、該当案件なし

### 令和4年度

業務委託 18件 (業者数 18者、うち重複 3者)

区分	最低賃金との差額	業者数
	61円~	6
	51円~60円	0
	41円~50円	3
地域別最低賃金を基準	31円~40円	0
に算出	21円~30円	1
	11円~20円	1
	労働報酬下限額:10円	6
	<u>0円~9円</u>	1
		10

←差額10円

←「豊川市民病院医事等業務委託」:1件

18

※令和4年4月 から 令和4年9月までの契約案件における労働報酬下限額は、【965円】 " 地域別最低賃金は、【955円】

※令和4年10月から令和5年3月までの契約案件における労働報酬下限額は、【996円】 地域別最低賃金は、【986円】

※労働報酬下限額の取扱いにより、業務期間終了まで公募時の労働報酬下限額を適用し、業務期間中に最低賃金額が労働報酬下限額を上回る場合は、最低賃金額とすることとなっている。「豊川市民病院医事等業務委託」は、プロポーザル方式による公募時の令和3年8月における労働報酬下限額は937円で、令和3年10月からの地域別最低賃金が955円で労働報酬下限額を上回ったため、令和4年4月の契約時に適用される労働報酬下限額は地域別最低賃金と同額の955円となる。

※指定管理協定は、該当案件なし

(単位:円)

令和	最低賃金	(丰区:1 1/	令和	最低賃金
6年度(案)	との差額	設定理由	5年度	との差額
1,027	-	愛知県の地域別最低賃金(R05.10)	986	-
1,030		他都市の差額の最低額【我孫子市の最低賃金との差額を参考】	990	0.4%
1,030	+3	(1,027円+3円)=1,030円	990	+4
1,056		豊川市会計年度任用職員報酬と最低賃金の中間【我孫子市を参考】	996	1.0%
1,000	+29	(1,085円+1,027円)÷2=1,056円	990	+10
1,085	5.6%	豊川市会計年度任用職員報酬	1,005	1.9%
1,000	+58	豆川川云山十戊江川戦兵祇師	1,000	+19
1,038	1.1%	地域別最低賃金の1%増	996	1.0%
1,030	+11	(1,027円×1.01)=1,038円	990	+10
1,042	1.5%	県内市の差額【豊橋市の最低賃金との差額を参考】	1,001	1.5%
1,042	+15	(1,027円+15円)=1,042円	1,001	+15
1,080	5.2%	他団体の労働報酬下限額と最低賃金との差額の平均を勘案	1,028	4.3%
1,000		(1,027円+53円)=1,080円	1,020	+42

<sup>※</sup>令和6年度(案)は、

豊川市会計年度任用職員報酬(R6.4~)【1, 085円】、地域別最低賃金(R5.10~)【1,027円】 として算定しています。

#### 〇豊川市の考え方

- ·労働報酬下限額を設定している団体は、全国で27団体、県内では豊橋市のみであり、事業者にとって無理のない範囲とすること
- ・最低賃金の報告額より、令和4年度の39%(7/18件)、令和5年度(9/30時点)の15%(3/20件)の件数が、労働報酬下限額(地 域別最低賃金の1%増)と同額であること
- ・業務委託には、草刈や樹木管理など造園、土木といった工事的要素が強いものと、清掃や給食調理などの最低賃金を基準と するようなものの2種類があること
- ・地域別最低賃金は、令和5年度は前年比41円、4.2%、令和4年度は前年比31円、3.2%の上昇となっており、毎月勤労統計調査(令和5年4月から8月の平均)のパートタイム労働者所定内給与(基本給・家族手当)についても、前年比3.0%で同程度であること。また、委託従事者アンケート結果は、令和4・5年度の2年間の賃金は「上がった」との回答が81%(61/75人)であること
- ・消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く令和5年4月から8月の平均)の総合指数は、前年比3.9%の上昇となっており、パート タイム労働者所定内給与との差はマイナス0.9%であること
- ・豊川市内の就業場所におけるハローワーク(令和5年10月)の職業別求人賃金について、清掃及び調理等の求人募集賃金 下限額の61%(51/84件)の件数が、労働報酬下限額(地域別最低賃金の1%増)以下であること。また、31%(26/84件)の件 数が最低賃金と同額であること
- ・委託事業者のアンケート結果は、人材確保のために重要と考えている項目について、「給与、ボーナスの引上げ」が一番回答 が高いものの、労働報酬下限額について、半数以上の54%(7/13者)が「現状と同程度」又は「引き下げるべき」との回答である こと
- ・地域別最低賃金を基準とした労働報酬下限額の設定であれば、事業者と労働者双方の理解が得られる(わかりやすい)こと
- ・原材料や仕入れ価格の高騰により、事業者コストが増加していること
- これらの要素を考慮して、消費者物価指数と所定内給与の差(約1%)などを基準とし、今後も引き続き最低賃金の上昇が見 込まれることから、本年度と同基準の<mark>最低賃金の1%を上乗せした額とすることが適当</mark>であると考えます。また、最低賃金が改 正された場合は、労働報酬下限額を最低賃金の1%を上乗せした額とするため、<mark>労働報酬下限額も変更</mark>することとします。
- ※履行終了又は指定期間終了まで当初の労働報酬下限額を適用することとします。ただし、契約〈指定〉期間中に、最低賃金額が労働報酬下限額を上回る場合は、最低賃金額を支給することとします。

### (1) 一 (工事請負契約]未熟練者(見習い、手元等)・年金等受給者

〇他自治体の状況(令和5年度)

区分	設定方法	自治体数	該当自治体
	業務委託下限額	7	相模原市、渋谷区、厚木市、三 木市、加西市、加東市、 <mark>豊川市</mark>
	軽作業員単価×71%	1	足立区
他の単価を適用	軽作業員単価×70%	6	世田谷区、目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区、中野区
他の年間を週州	軽作業員下限額×80%	1	越谷市
	軽作業員下限額×70%	1	我孫子市
	軽作業員下限額×67%	1	豊橋市
その他		3	多摩市、草加市、高知市

<sup>※</sup>軽作業員単価は、公共工事設計労務単価の1つ

20

※労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者

※6自治体(野田市、川崎市、国分寺市、直方市、千代田区、日野市)は、設定なし

### 〇他自治体の事例を愛知県単価に置き換えた金額

(単位:円)

区分		時間額	日額(8時間)	月額(20日)
軽作業員 <u>単価</u>	70%	1,497	11,973	239,456
軽作業員下限額	80%	1,334	10,675	213,504
軽作業員下限額	70%	1,168	9,341	186,816
軽作業員下限額	67%	1,118	8,940	178,810
業務委託契約労働幸	<b>B酬下限額</b>	最低賃金等を勘案し	て決定	

※(愛知県軽作業員)17,100円/日 ⇒ 時間単価に換算 17,100円/8時間=2,138円 労働報酬下限額の設定を、78%とした場合 2,138円×78%=1,668円(軽作業員下限額)

#### ○豊川市公契約条例に基づく最低賃金の報告額

令和5年度(9/30時点)

区分		業者数	備考
公共工事設計労務単価を基準に算出	普通作業員:45.2%	1	正規雇用(年金等受給者) 年齢(72歳)
【年金等受給者】 時間当たり賃金	1,250	l	事 (72 kg / 勤続20年
公共工事設計労務単価を基準に算出	普通作業員:57.2%	1	正規雇用(見習い) 年齢(18歳)
【見習い】 時間当たり賃金	1,581		中断(18歳) 勤続3ヶ月
公共工事設計労務単価を基準に算出	普通作業員:44.4%	1	正規雇用(見習い) 年齢(19歳)
【見習い】時間当たり賃金	1,228	ı	事続6ヶ月

### 令和4年度

区分		業者数	備考
公共工事設計労務単価を基準に算出	_	0	
【 】時間当たり賃金	_	O	_

0

※該当案件なし

### (2)一分 【業務委託契約・指定管理協定】未熟練者(見習い、手元等)・年金等受給者

〇他自治体の状況(令和5年度)

区分	設定方法	該当自治体
他の単価を適用	地域別最低賃金	豊橋市

※労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者

※豊橋市以外の自治体は、設定なし

#### 〇豊川市の考え方

- ・未熟練者(見習い、手元等)・年金等受給者ともに、労働環境の確保と同時に雇用を確保する観点があること
- ・年金等受給者は、年金等の受給のため日当たり賃金を調整している場合があること
- ・未熟練者(見習い、手元等)・年金等受給者の労働報酬下限額の上昇は、安い単価でも働きたい 方の就業機会を阻害する可能性があること
- ・工事請負契約については、業務委託の労働報酬下限額と同額としている団体が多いこと
- 業務委託契約、指定管理協定については、豊橋市以外は設定していないこと

これらの要素を考慮して、本年度と同基準の他自治体の設定状況(一番適用の多い区分)を勘案 し、工事請負契約については業務委託契約労働報酬下限額と同額、業務委託契約・指定管理協 定については設定せず一般と同額が適当であると考えます。なお、工事請負契約の労働者につい ては、<u>当該労働者の合意を得た場合に限る</u>ものとします。

### 2. 労働報酬下限額の取扱いについて

### (1) 単価改正

・公共工事設計労務単価及び地域別最低賃金が改正された場合は、労働報酬下限額も併せて改正することとするが、審議会に諮ることなく改正できるものとする。

### (2) 端数処理

・労働報酬下限額の算定時における小数点以下の端数は、切り上げとする。

### (3) 複数年にまたがる契約

・対象契約の契約期間が複数年にまたがる場合で、契約締結の翌年度以降に労務 単価の見直しによる契約変更が行われない場合は、労働報酬下限額が改定された 場合でもその適用を受けず、履行終了又は指定期間終了まで当初の労働報酬下限 額を適用する。ただし、契約(指定)期間中に、最低賃金額が労働報酬下限額を上回 る場合は、最低賃金額とする。

### (4) 確認書類

・労働環境確認書による最低賃金について、事業者の事務量増加の負担を極力抑えるため、確認書提出時の聞き取りにより行うこととする。なお、「豊川市公契約条例の手引き」については、「労働環境確認書提出時に内容を聞き取りしていく中で、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。」旨を記載しております。

## 1 公契約条例等を制定している地方自治体一覧(R5.4現在)

① 条例(労働報酬下限額の設定あり)

No.   自治体名 (条例名)   施行   上段:工事   指定管理   「有〇:無×)   「有〇:無×)   「有〇:無×)   「有〇:無×)   「有〇:無×)   「有〇:無×)   「有〇:無×)   「有〇:無×)   「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有〇:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:まで、「有○:ま	ック 無×) (有〇:無×) (
下段:委託	(AO:#X) (X) (X) (X) (X) (X) (X) (X) (X) (X) (
1 (野田市公契約条例)	<ul> <li>×</li> <li>O</li> <li>×</li> <li>O</li> <li>×</li> <li>O</li> <li>×</li> <li>O</li> <li>O</li> <li>O</li> <li>O</li> <li>O</li> </ul>
(野田市公契約条例)	× O X O X O X O O O O O O O O O O O O O
2 (川崎市公契約条例)       H23.4       1,000 (全て)       ×         3 東京都多摩市 (多摩市公契約条例)       H24.4       5,000 (市長等認めた施設)       ×         4 神奈川県相模原市 (相模原市公契約条例)       H24.4       10,000 (全て)       ×         5 東京都国分寺市 (国分寺市公共調達条例)       H24.12       9,000 (1,000)       ×         6 (渋谷区公契約条例)       H25.1       10,000 (1,000)       ×         7 神奈川県厚木市       H25.4       10,000 O       ×	×
1,000 (全て)   1,000 (全て)   1,000 (全て)   1,000 (全て)   1,000 (本長等認めた施設)   × (全て)   × (全て)   × (主な)   1,000   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   × (1,000)   ×	× O × O O O O
3       (多摩市公契約条例)       H24.4       1,000 (市長等認めた施設)       ×         4       神奈川県相模原市 (相模原市公契約条例)       H24.4       10,000 (全て)       ×         5       東京都国分寺市 (国分寺市公共調達条例)       H24.12       9,000 (1,000)       ×         6       東京都渋谷区 (渋谷区公契約条例)       H25.1       10,000 (1,000)       ×         7       神奈川県厚木市       H25.4       10,000 O (1,000)       ×	× O × O O
(多摩市公契約条例)     1,000 (市長寺部の7-施設)       4     神奈川県相模原市 (相模原市公契約条例)     10,000 (全て)     ×       5     東京都国分寺市 (国分寺市公共調達条例)     H24. 12 9,000 (1,000)     ×       6     東京都渋谷区 (渋谷区公契約条例)     H25. 1 10,000 (1,000)     ×       7     神奈川県厚木市     H25. 4 10,000 (1,000)     ×	O × O O O
4 (相模原市公契約条例)     H24. 4     S00 (全て)     ×       5 東京都国分寺市 (国分寺市公共調達条例)     H24. 12     9,000 (1,000)     ×       6 東京都渋谷区 (渋谷区公契約条例)     H25. 1     10,000 (1,000)     ×       7 神奈川県厚木市     H25. 4     10,000 O (1,000)     ×	× 0 0 0
5     東京都国分寺市 (国分寺市公共調達条例)     H24. 12     9,000 1,000     ×       6     東京都渋谷区 (渋谷区公契約条例)     H25. 1     10,000 1,000     ×       7     神奈川県厚木市     H25. 4     10,000 1,000     ○	0 0
5     (国分寺市公共調達条例)     H24. 12     1,000     (1,000)     ×       6     東京都渋谷区 (渋谷区公契約条例)     H25. 1     10,000 1,000     ×       7     神奈川県厚木市     H25. 4     10,000     ○	° 0
6     東京都渋谷区 (渋谷区公契約条例)     H25. 1     10,000 (1,000)     ×       7     神奈川県厚木市     H25. 4     10,000     ○	,
6 (渋谷区公契約条例)     H25. 1     1,000     (1,000)     ×       7 神奈川県厚木市     H25. 1     10,000     ○	<
7 神奈川県厚木市 10,000 0	×
171 1051 1 2 1	
7 (厚木市公契約条例) H25. 4	( ×
(净不同五天间)	0
8 福岡県直方市 H26.4 H26.4 (直方市公契約条例) ×	·×
東京都見立区 19,000	0
9 (足立区公契約条例) H26. 4 H26. 4 9,000 (未分で定める施設) ×	·×
長庫県三木市 5.000 ○	0
10   (三木市公契約条例)	×
東京都千代田区 13.000 〇	0
11   H26. 10   H26. 10   ×   (全て)   ×	` ×
10 兵庫県加西市 107 4 5,000 O	0
12   (加西市公契約条例)	× ×
15,000 O	×
13   H27. 4   H27. 4   1,000   (1,000)   C	× ×
東京都世田谷区 H27. 4	×
14 (世田谷区公契約条例)   H27. 4   2,000 (2,000)   C	×
15 千葉県我孫子市 H27. 4 H27. 4 × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	, 0
(我孫子市公契約条例)	0
兵庫県加東市 10,000	0
16   (加東市工事等の契約に係る労働環境の適正	×
高知県高知市 15 000 ○	0
17   (高知市公共調達条例)	×
愛知県豊橋市 15.000 ○	×
18	) × ×
埼玉県越谷市 5.000 ○	×
19	× ×
20 東京都目黒区 H30. 10 5,000 ×	, 0
20   H30. 10   H30. 10   X   (目黒区公契約条例)   H30. 10   X   (規則で定める施設)   X   X   X   X   X   X   X   X   X	× ×

	£ 3/ 1/ E		対象(ア	5円)	労働環境	賃金計算シート
No.	自治体名 (条例名)	施行	上段:工事	指定管理	チェック	賃金台帳
	WIND I		下段:委託	(有O∶無×)	(有〇:無×)	(有〇:無×)
21	東京都日野市	H30, 10	10,000	×	×	0
	(日野市公契約条例)	1130. 10	3,000	<b>~</b>	^	×
22	愛知県豊川市	H31. 2	10,000	0	0	×
22	(豊川市公契約条例)	1101. 2	1,000	(1,000)	O	×
23	東京都新宿区	R01, 10	2,000	0	0	×
23	(新宿区公契約条例)	K01. 10	1,000	(全て)	O	×
24	東京都杉並区	R02. 8	5,000	0	0	×
24	(杉並区公契約条例)	K02. 6	1,000	(全て)	O	×
25	東京都江戸川区	R03. 10	18,000	0	0	×
23	(江戸川区公契約条例)	K05. 10	4,000	(全て)	O	×
26	東京都中野区	R04. 4	18,000	0	0	×
20	(中野区公契約条例)	K04. 4	1,000	(全て)	J	×
27	三重県津市	H30. 4	15,000	0	×	0
27	(津市公契約条例)	1130. 4	1,000	(1,000)	^	×

<sup>※</sup>労働環境チェック「×」の団体は、支払賃金を確認する台帳等の提出はあり

<sup>※</sup>三重県津市は、労働報酬下限額について、条例の施行後5年以内に必要な措置を講ずるもとしている。

### ② 条例(労働報酬下限額の設定なし)

	不为(为国和AIII 下战战V战处·60)		対象(7	5円)	労働環境
No.	自治体名 (条例名)	施行	上段:工事	指定管理 (有〇:無×)	カ チェック (有〇:無×)
1	山形県 (山形県公共調達基本条例)	H20. 7		×	×
2	群馬県前橋市 (前橋市公契約基本条例)	H25. 10	2,500 1,000	×	0
3	秋田県秋田市 (秋田市公契約基本条例)	H26. 4	<u> </u>	×	×
4	長野県 (長野県の契約に関する条例)	H26. 4	<u> </u>	×	×
5	三重県四日市市 (四日市市公契約条例)	H27. 1	10,000 1,000	×	0
6	奈良県 (奈良県公契約条例)	H27. 4	30,000 3,000	0	×
7	奈良県大和郡山市 (大和郡山市公契約条例)	H27. 4	10,000 3,000	0	×
8	岐阜県 (岐阜県公契約条例)	H27. 4	<u> </u>	×	×
9	京都府京都市 (京都市公契約基本条例)	H27. 11	5,000 1,000	0	0
10	岩手県 (県が締結する契約に関する条例)	H28. 4	<u> </u>	×	×
11	岐阜県大垣市 (大垣市公契約条例)	H28. 4	500 500	×	0
12	<mark>愛知県</mark> (愛知県公契約条例)	H28. 4	60,000 1,000	×	0
13	香川県丸亀市 (丸亀市公共調達基本条例)	H28. 4	<u> </u>	×	×
14	石川県加賀市 (加賀市公契約条例)	H28. 7	<u> </u>	×	×
15	兵庫県尼崎市 (尼崎市公共調達基本条例)	H28. 10	15,000 1,000	0	0
16	北海道旭川市 (旭川市における公契約の基本を定める条例)	H28. 12	<u> </u>	×	×
17	和歌山県湯浅町 (湯浅町 における公契約の基本を定める条例)	H29. 3	<u> </u>	×	×
18	福島県郡山市 (郡山市公契約条例)	H29. 4	10,000 1,000	0	0
19	<mark>愛知県碧南市</mark> (碧南市公契約条例)	H29. 7	5,000 1,000	0	0
20	岩手県花巻市 (花巻市公契約条例)	H30. 4	15,000 1,000	0	×

			対象(7	5円)	労働環境
No.	自治体名 (条例名)	施行	上段:工事	指定管理 (有〇:無×)	ガ チェック (有〇:無×)
21	秋田県由利本荘市 (由利本荘市公契約条例)	H30. 4	<u> </u>	×	×
22	岐阜県高山市 (高山市公契約条例)	H30. 4	1,000 500	×	0
23	愛知県尾張旭市 (尾張旭市公契約条例)	H30. 4	5,000 500	×	0
24	京都府日向市 (日向市公共調達基本条例)	H30. 4	<u> </u>	×	×
25	<mark>愛知県大府市</mark> (大府市公契約基本条例)	H30. 4	<u> </u>	×	×
26	沖縄県 (沖縄県の契約に関する条例)	H30. 4	<u> </u>	×	×
27	兵庫県丹波篠山市 (篠山市公契約条例)	H30. 12	5,000 1,000	0	0
28	愛知県田原市 (田原市公契約条例)	H31. 4	<u> </u>	×	×
29	岩手県北上市 (北上市公契約条例)	H31. 4	15,000 1,000	0	0
30	広島県庄原市 (庄原市における公契約の基本を定める条例)	H31. 4	<u> </u>	×	×
31	<b>愛知県豊明市</b> (豊明市公契約条例)	R02. 2	5,000 500	0	0
32	愛知県岡崎市 (岡崎市公契約条例)	R02. 4	15,000 1,000	0	0
33	<b>愛知県東郷町</b> (東郷町公契約条例)	R02. 4	3,000 1,000	0	0
34	<mark>愛知県西尾市</mark> (西尾市公契約条例)	R02. 4	5,000 1,000	0	0
35	岐阜県岐阜市 (岐阜市公契約条例)	R02. 4	5,000 500	×	0
36	静岡県 (事業者等を守り育てる静岡県公契約条例)	R03. 3	<u> </u>	×	×
37	沖縄県那覇市 (那覇市公契約条例)	R03. 4	15,000 —	×	0
38	青森県八戸市 (八戸市公契約条例)	R03. 4	<u> </u>	×	×
39	長野県長野市 (長野市公契約条例)	R03. 4	10,000 1,000	0	0
40	岐阜県飛騨市 (飛騨市公契約条例)	R03. 4	<u> </u>	×	0

	£3411.5		対象(7	5円)	労働環境
No.	自治体名 (条例名)	施行	上段:工事	指定管理	チェック (有〇:無×)
			下段:委託	(有〇:無×)	(有O:無×) 
41	東京都葛飾区	R03. 4	<del></del>	×	×
	(葛飾区公契約条例)		_		
42	愛知県瀬戸市	R03, 10	5,000	×	0
	(瀬戸市公契約条例)		1,000		_
43	愛知県日進市	R04. 3	5,000	0	0
	(日進市公契約条例)		500		
44	愛知県長久手市	R04. 3	2,200	×	0
L	(長久手市公契約条例)	110 1. 0	550		
45	青森県おいらせ町	R04. 4	低入札契約	0	0
	(おいらせ町公契約条例)	1104. 4	500	0	
46	滋賀県	R04. 4	<del></del>	×	×
	(滋賀県が締結する契約に関する条例)	1104. 4	_		
47	愛知県豊田市	R04. 4	15,000	0	0
	(豊田市公契約条例)	1104. 4	5,000	)	
48	愛知県知立市	R04. 4	5,000	0	0
40	(知立市公契約条例)	1104. 4	1,000	)	O
49	愛知県幸田町	R04. 4	5,000	0	0
43	(幸田町公契約条例)	R04. 4	1,000	)	O
50	熊本県	R05. 4	_	×	×
30	(持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例)	KU0. 4	<u> </u>	^	^
51	愛知県高浜市	R05. 4	5,000	×	0
	(高浜市公契約条例)	KUJ. 4	1,000	^	)
52	愛知県常滑市	R05. 4	5,000	0	0
32	(常滑市公契約条例)	KU0. 4	1,000		

<sup>※</sup>奈良県、奈良県大和郡山市、岩手県花巻市は、支払賃金を確認する台帳等の提出あり

### 【労働報酬下限額の取扱い】

参考 (P13 2-(3))

#### ■複数年にまたがる契約

- ・対象契約の契約期間が複数年にまたがる場合で、契約締結の翌年度以降に労務単価の見直しによる<u>契約変更が行われない場合</u>は、労働報酬下限額が<u>改定された場合でもその適用を受けず、履</u> 行終了又は指定期間終了まで当初の労働報酬下限額を適用する。ただし、契約(指定)期間中に、最低賃金額が労働報酬下限額を上回る場合は、最低賃金額とする。
- ・公契約条例施行規則 第4条(特定公契約の明示) 市長は、公契約に係る公告その他の申込みの誘引を行おうとする場合において、当該公契約が特定公契約に該当するときは、その旨を明示するものとする。

						2	令和4年	F									令和	5年						令和6年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		労働報酬下限額(円)	1,983	1,983	<u>1.983</u>	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	2,155	2,155	2,155	2,155	2,155	2,155	2,155	2,155	2,155	2,155	2,155	2,155
		(普通作業員)		・公共工事設計労務単価の77%													令和5年 月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 55 2,155 2,155 2,155 2,155 2,155 2,155 2,155 ・公共工事設計労務単価の78% 63 2,763 2,763 2,763 2,763 2,763 2,763 2,763									
		公共工事設計労務単価(1時 間当たり普通作業員)(円)	2,575	2,575	2,575	2,575	2,575	2,575	2,575	2,575	2,575	2,575	2,575	2,575	2,763	2,763	2,763	2,763	2,763	2,763	2,763	2,763	2,763	2,763	2,763	2,763
			公告	議会	会承認 契約																					
		・複数年にまたがる契約		-																					$\Longrightarrow$	
		適用される労働報酬下限額 (円)	<u>1,983</u>	1,983	<u>1,983</u>	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	1,983	

					ŕ	う和4年										令和	5年						令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業務委託・ 指定管理協定	労働報酬下限額(円)	<u>965</u>	965	965	965	965	965	996	996	996	996	996	996	996	996	996	996	996	996	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038
	カ製料師 ド収録(ロ)		・最低賃金の1%上乗せした額・最低賃金の1%上乗せした額																						
	地域別最低賃金(円)	955	955	955	955	955	955	<u>986</u>	986	986	986	986	986	986	986	986	986	986	986	<u>1,027</u>	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027

契約

・複数年にまたがる契約 適用される労働報酬下限額 (円)

<u>965</u>	965	965	965	965	965	<u>986</u>	986	986	986	986	986	986	986	986	986	986	986	1.027	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027